

## 仙台市の障害者相談支援体制整備の経過

### (1) 障害者相談支援体制の基盤となる理念及びそれを支える手法や視点

#### ① 障害者相談支援の理念

仙台市の障害者相談支援体制は、平成 9 年から障害種別ごとに生活支援事業等の整備を始めたことにその端を発している。その際、以下の 3 つの理念を掲げ、その具現化に向けて体制を構築・維持・運用するという形で、これまで整備を進めてきた。

その理念とは「統合性・総合性」、「一貫性・継続性」、「当事者・利用者中心」というものである。これらの理念は障害者相談支援体制の構造、各機関における仕組み、個別の相談実践のそれぞれのレベルやプロセスにおいて、重要な基盤となるものである（表 1）。

表 1 仙台市における障害者相談支援の理念

理念	内容
統合性・総合性	制度やサービスを前提としてニーズを理解するのではなく、人の「生活」を中心に据え、「生活」の文脈に基づいてニーズを理解することを通じ、生活全体の調和と向上の視点を常に意識すること
一貫性・継続性	人の「生活」はさまざまな領域に広がりがあり、時間の経過に伴って多様に変化する。その人の人となりをよく知り、生活全体を理解した上で、変化に対応し、途切れることなく相談支援が行われること
当事者・利用者中心	「生活」はその人に固有のものであり、ありたい自分とはその人自身によって決めることが当たり前である。その人がどうありたいのか、どう生きていくことに意義を見出しているのかに、相談支援の焦点が当てられること

#### ② 障害者相談支援の理念を具現化するための手法と視点

上記に示した理念は、障害者相談支援全体を貫く哲学である。仙台市では、その哲学を具現化するため、4 つの主要な手法と視点を体制整備の当初から取り入れてきた。すなわち「総合相談機能」、「官民協働による多機関連携」、「ケアマネジメント実践」、「当事者の立場」の 4 つである（表 2）。いずれの手法等も体制を整備する際の準拠枠として作用する。そのため、仙台市においては、この準拠枠に基づいて、相談実践を行うことができるよう、さまざまな施策や組織、事業等の構築・再編を行ってきた。

表 2 仙台市における障害者相談支援の手法と視点

手法と視点	内容
総合相談機能	困りごとは「生活」の中にある様々な事情や要因が複雑に絡み合い、表面化する。困りごとの背景にある様々な事情や要因（人となり、家族状況、ライフスタイル、障害の種類、年齢層など）を見極め、総合的な当事者理解を行うこと
官民協働による多機関連携	生活ニーズを満たすため、あらゆる領域、組織、機関が協働関係の中で、役割や相互の限界を補い合い、さらに、この関係を基に地域全体の課題解決をも図ること
ケアマネジメント実践	当事者の意向が明確化され、尊重されることを前提に、総合的な当事者理解を基に、支援手順の明確化やニーズ充足のための多様な主体による協働を促進し、支援の滞りなどについての修正が行われること
当事者の立場	当事者の立場に立って生活や状況を理解しようとする努力を惜しまないこと。他者である当事者を理解するために、当事者の主訴によく耳を傾け、当事者の傍らで同じ方向を見て、ニーズを理解しようとする

## (2) 仙台市の障害者相談支援体制整備の経過

### ① 障害者自立支援法以前（平成9年から平成17年まで）

	内容
平成9年	「障害児（者）地域療育等支援事業」の開始 ・身近な支援者として障害種別ごとの生活支援事業等の整備
平成10年	「こころの健康づくり事業」の実施、「精神障害者地域生活支援センター」設置開始 ・精神障害者が地域の中で孤立し、危機介入の必要な状態となるまで支援を受けられずにいる現状の解決
平成11年	「市町村障害者生活支援事業」の開始 ・身近な支援者として障害種別ごとの生活支援事業等の整備（身体） 「ケアマネジメントモデル事業」の開始 ・生活ニーズの充足に向けた障害者関係機関職員による3障害合同での取り組み
平成13年	区毎の「地域生活支援ネットワーク会議」の開催 ・区障害者自立支援協議会の前身となる会議体 ・個別支援のニーズを充足するため、関係者の共通認識と協力を得るための取り組み 「障害者総合相談」の設置 ・ケアマネジメントモデル事業の開始に合わせ、行政組織の再編（区障害高齢課設置） 生活ニーズの充足に向け、保健と福祉の職員の協働を促す仕組み
平成15年	国による「支援費制度」の実施 ・身体障害、知的障害のみ、居宅サービス、施設サービス等を制度化
平成17年	「生活支援事業等」の整備 ・各区障害種別に身近な支援者として生活支援事業等の整備（16か所） 青葉区・若林区・太白区・泉区：身体・知的・精神 各1か所ずつ 宮城野区：身体・知的 各1か所ずつ／精神 2か所

### ② 障害者自立支援法以後（平成18年から平成22年まで）

	内容
平成18年 ～	「仙台市障害者自立支援協議会」の設置 ・障害者ケアマネジメント推進事業の取り組みを引き継ぎつつ、障害者の地域生活支援における施策化等の具体的な取り組みについて検討していくこととした 国による「障害者自立支援法」の施行 ・障害種別ごとの対応を統合し、3障害合同のサービス体系に再編 生活支援事業等は障害者相談支援事業へ（補助金事業から委託事業へ） 障害種別に整備してきた障害者相談支援事業の再編 国による「サービス等利用計画作成費」の導入 ・入院・入所から地域生活へ移行、単身生活で自らサービスの利用調整が行うことが困難な者等に対する障害者相談支援事業所によるケアマネジメント

③ 障害者相談支援事業の再編強化に係る「フレームワーク」の策定（平成23年）

	内容
平成23年	<p>「フレームワーク」の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・より困難な課題を抱える障害者（支援が必要なのに自ら声をあげられない障害者など）の把握が進み、支援件数が増加したものの、相談意欲の喚起や支援の継続が困難であることが多く認められた。こうした障害者に対して安定的に関わり、相談支援・福祉サービス・地域互助などの仕組みを利用してゆけるよう、対象横断的かつ組織横断的な体制を整備すること</li> </ul>

④ 障害者総合支援法に基づく計画相談支援の開始とサービス等利用計画の義務化（平成24年以降）

	内容
平成24年～	<p>国による「障害者総合支援法」の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「サービス等利用計画作成費」が「計画相談支援」として再編。</li> </ul> <p>障害者が状況の変化に応じて適切なサービスを利用できるよう、支給決定を行う市町村は障害者に対して「サービス等利用計画」の提出を求めることが義務化（平成24年からの3か年は経過措置期間を経て、平成27年4月以降、原則としてすべての障害福祉サービス等利用者に適用）。</p> <p>「フレームワーク」に基づくコーディネート機能と、国による「サービス等利用計画」提出の義務化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自らサービスを求めることができる障害者にも対応しながら、「フレームワーク」に規定する人々への対応も求められるようになった。</li> </ul>
平成27年	<p>「区障害者自立支援協議会」、仙台市障害者自立支援協議会「地域部会」の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の地域生活支援ネットワーク会議などでは課題解決に向けた機能やシステムがなく、これらの課題の解決に向けて、各区に区障害者自立支援協議会を設置</li> <li>・各区の取組みの共有等を目的に区障害者自立支援協議会の実務者等の話し合う場として地域部会を設置</li> </ul>
平成29年	<p>「地域生活支援拠点等検討部会検討結果報告書」作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27～29年度にかけて市障害者自立支援協議会において検討した結果から報告書作成</li> <li>・平成30年度、地域生活支援拠点等モデル事業の開始</li> <li>・予防的な関わりに重点を置き、緊急時には受入れ可能な体制を整備</li> </ul> <p>「今後の障害者相談支援のあり方について」の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市障害者自立支援協議会において、現在の相談支援体制についての評価と今後の方向性の提示（参考資料3参照）</li> </ul>